

『中国子会社の投資・会計・税務』 追録

(2011 年 11 月末現在)

【編集】 有限責任 あずさ監査法人 中国事業室／KPMG

【発行】 中央経済社

本書は 2010 年 8 月末時点の情報に基づき執筆しましたが、その後、投資・会計・税務法規においていくつかの重要な改正が行われました。その内、中国子会社に重大な影響を与える改正の概要及びその改正に関連した本書の修正箇所は以下の通りです。

①69 頁 [2 社会保険制度]

中国人力資源・社会保障部は 2011 年 9 月 6 日に「中国国内で就業している外国人の中国社会保険加入に関する暫行弁法」を公布し、2011 年 10 月 15 日から施行されることになった。これにより従来、対象外であった外国人も社会保険支払義務を負うことになるが、外国人が加入する社会保険は養老保険、医療保険、労災保険、生育保険、失業保険の五つである。この内、養老保険については社会保険待遇を享受する（養老年金の受取り等）ための条件や保険からの支払方法が明記されているが、それ以外の社会保険についてはその享受の条件や具体的な手続が現時点では不明である。なお、社会保険料の算定方法は各都市、各地域により若干異なるが、参考までに北京市及び上海市を例にとると、毎月の個人負担の上限額はそれぞれ 1,289 元、1,286 元で、会社負担の上限額はそれぞれ 4,386 元、4,360 元になる。

②244 頁 [図表 2-1-7 中型小型企業の分類基準] は 2011 年に変更された。

行信部聯企業【2011】300 号により大中型企業の定義は以下のようになった。

業種	①従業員数	②営業収入	③資産総額
製造業	300人以上	20,000千円以上	-
建設業	-	60,000千円以上	50,000千円以上
卸売業	20人以上	50,000千円以上	-
小売業	50人以上	5,000千円以上	-
交通運送業	300人以上	30,000千円以上	-
ホテル・飲食業	100人以上	20,000千円以上	-
農，林，牧畜，漁業	-	5,000千円以上	-
倉庫，通信・インターネットサービス業	100人以上	10,000千円以上	-
不動産開発業	-	10,000千円以上	50,000千円以上
不動産管理業	300人以上	10,000千円以上	-
リース業	100人以上	-	80,000千円以上
その他の業種	100人以上	-	-

(注 1) 上記①，②，③の条件を同時に充足する企業が大中型企業となる。

(注 2) 上海，大連の大中型企業に対して新会計準則がそれぞれ 2011 年度，2012 年度から強制適用されることになった。

③個人所得税法第 6 次改正

(2011 年 6 月 30 日公布，2011 年 9 月 1 日から施行)

当該改正は低所得者の税負担を軽減し，高額所得者の税負担を引き上げ，所得の再分配効果を高めることを目的にしているが，主要内容は以下の通りである。

・ 833 頁【費用控除標準】の引き上げ

賃金，給与所得についての毎月の費用控除標準が 2,000 元～3,500 元に引き上げられた。

・ 839 頁【1 賃金，給与に対する納税額計算】

超過累進税率が適用される賃金・給与所得者の等級は 9 級から 7 級に改正され，15%及び 40%の税率は廃止された。賃金・給与所得に適用される個人所得税の税率表は以下の通りである。

級数	月額課税所得額	税率(%)
1	1,500 元以下	3%
2	1,500 元超~4,500 元以下	10%
3	4,500 元超~9,000 元以下	20%
4	9,000 元超~35,000 元以下	25%
5	35,000 元超~55,000 元以下	30%
6	55,000 元超~80,000 元以下	35%
7	80,000 元超	45%

・ 840 頁【2 個人工商業者の生産，経営所得に対する納税額計算】

上記所得に適用する改正後の税率表は以下の通りである。

級数	年度課税所得額	税率(%)
1	15,000 元以下	5%
2	15,000 元超~30,000 元以下	10%
3	30,000 元超~60,000 元以下	20%
4	60,000 元超~100,000 元以下	30%
5	100,000 元超	35%

④2012 年度増値税制度改革

2012 年度増値税制度改革の一環として，「営業税を増値税として改正して徴収する」試行案を上海において 2012 年 1 月 1 日から施行することになった。中国の増値税は貨物（日本語では物品）の販売，加工・修理修繕役務及び貨物の輸入取引が課税対象で，付加価値に対して課税されるため納税額は売上税額から仕入税額を控除した残高である。

一方，中国の営業税は上記以外の役務等の取引に対して課税する一種の取引税である。当該試行案は上海の特定役務に対してのみ適用されるものの，その関連政策は今後の中国全土の増値税改革の方向性を示している。営業税から増値税として課税される特定の役務とその税

率は以下の通りである。

役務	税率
有形動産リースサービス	17%
交通運送サービス	11%
研究開発及び技術サービス	6%
情報技術サービス	6%
文化創意サービス	6%
物流補助サービス	6%
鑑定証明コンサルティングサービス	6%

建設業、金融保険業、不動産販売業、郵便及び電気通信業は試行範囲に入っておらず、現行の営業税対象となっていることに留意すべきである。

当該試行の主要な問題点はどのようにして試行地区を上海地区に限定するかという点であるが、試行対象役務に対し増値税または営業税を適用する基準は以下の表の通りである。

役務提供者の機構所在地	役務の発生地	営業税/増値税対象
上海	上海	増値税
上海	中国大陸のその他の地区	営業税、ただし、増値税を計算納付する際に控除が認められる。
中国大陸のその他の地区	上海	営業税
中国大陸のその他の地区	中国大陸のその他の地区	営業税

今回のような重大な改革は短期的には多くの実務上の問題が発生するのはいうまでもなく、ビジネスモデルやサプライチェーンの見直し等、企業の生産経営に対しても想定外の影響をもたらす可能性があり、今後の動向について注意が必要である。